

総務委員会資料

平成24年6月18日(月)

請願 第33号 すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

請願 第44号 義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願

教育委員会

義務教育費に関する法令の概要

小・中学校の設置義務	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号） 〔小学校の設置義務〕 第 38 条 <u>市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。</u> 〔準用規定〕 第 49 条 …第 37 条から第 44 条までの規定は、<u>中学校に準用する。</u> 〔特別支援学校の設置義務〕 第 80 条 <u>都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第 75 条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。</u>
設置者の経費負担	学校教育法 第 5 条 <u>学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。</u>
県費負担教職員の給与費の都道府県による負担	市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 195 号） 第 1 条 <u>市町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員のうち、次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当…は、都道府県の負担とする。</u> (1) 義務教育諸学校標準法第 6 条の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び同法第 10 条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員 ↓ 県費負担教職員
県費負担教職員の給与費の国庫負担	義務教育費国庫負担法（昭和 27 年法律第 303 号） 第 2 条 <u>国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支用額の 3 分の 1 を負担する。</u> (1) 市町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第 1 条に掲げる職員の給料その他の給与及び報酬等に要する経費 ↓ 国庫負担対象経費

義務教育費国庫負担制度の見直しに関する国の動向

年度	国庫負担対象経費の見直し	義務教育費国庫負担制度の見直し
14年度	【地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」】(平成14年10月) ○ 差し当たり、<u>共済費長期給付、退職手当等に係る経費については、国庫負担対象から外し、平成15年度からこれらを段階的に縮減し、一般財源化を行う。</u>	【地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」】(平成14年10月) ○ 教育制度自体の見直しや義務教育に対する国の関与の在り方についての議論を踏まえつつ、<u>義務教育費国庫負担金全体の一般財源化を念頭に置いた検討が進められるべき。</u> ○ 地方の創意工夫を促し、裁量を拡大する観点から、国の負担すべき経費の内容、算定方法等を見直し、何らかの客観的指標を基準とする定額化・交付金化に向けた検討を行うべきである。 ○ 現在進められている教育改革の中で義務教育に関する国の関与の在り方についての最終的な結論を早期に導くべきであり、それに併せ、義務教育費国庫負担金の全額一般財源化について検討を行う。
15年度	平成15年度から「<u>共済費長期給付金</u>」及び「<u>公務災害補償基金負担金</u>」に係る経費を国庫負担対象外とし、一般財源化 【閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」】(平成15年6月) ○ <u>退職手当、児童手当等に係る国庫負担金の取扱いについては、平成16年度予算編成までに結論を得る。</u>	【閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」】(平成15年6月) ○ 義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で<u>中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。</u>
16年度	平成16年度から「<u>退職手当</u>」及び「<u>児童手当</u>」に係る経費を国庫負担対象外として一般財源化 ↓ <u>国庫負担対象経費は、「給料」及び「諸手当」のみとなる。</u>	【政府・与党合意「三位一体の改革について」】(平成16年11月) ○ 平成17年度予算、平成18年度予算において、地方向け国庫補助負担金について3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。 ○ 義務教育費国庫負担金については、8,500億円程度の減額(うち17年度分(暫定)4,250億円)。減額相当分は税源移譲予定特例交付金(教職員給与費を基本に配分)により措置 ○ <u>義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育六西の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。</u>

年度	国庫負担対象経費の見直し	義務教育費国庫負担制度の見直し
17年度		平成 17 年度は、暫定措置として義務教育費国庫負担金 4,250 億円を減額し、税源移譲予定特例交付金により財源措置 【中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」（平成 17 年 10 月） ○ 義務教育の費用負担の在り方 義務教育の構造改革を推進すると同時に、義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き果たするためには、国と地方の負担により義務教育の教職員給与費の全額が保障されるという意味で、<u>現行の負担率二分の一の国庫負担制度は優れた保障方法であり、今後も維持されるべきである。</u> 【政府・与党合意「三位一体の改革について」】（平成 17 年 11 月） ○ 義務教育制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、<u>費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は三分の一とし、8,500 億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施する。</u> ○ この税源移譲は、平成 18 年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として行う。平成 18 年度予算においては、税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。
18年度		<u>平成 18 年度から国庫負担割合を三分の一とし、8,500 億円程度を所得譲与税により財源措置</u>
19年度		平成 19 年度から所得譲与税を廃止し、個人住民税として財源措置

県費負担教職員制度の見直しに関する法令の概要

都道府県の給与費負担	市町村立学校教職員給与負担法（昭和 25 年法律第 135 号） 第 1 条 <u>市町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、財教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員のうち、次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、半身赴任手当、特殊勤務手当…は、都道府県の負担とする。</u> （1）義務教育諸学校標準法第 6 条の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び同法第 10 条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員
政令指定都市の人事権	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 163 号） （指定都市に関する特例） 第 58 条 <u>指定都市の県費負担教職員の任免、給与…の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。</u>

県費負担教職員制度の見直しに関する国の動向

年度	県費負担教職員制度の見直し・学級編制の基準の設定権限等の移譲
14 年度	【地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」】（平成 14 年 10 月） ○ 教職員の任命権と給与支払い権の所在を一致させ、事務の合理化を図るとともに、義務教育経費全額負担を政令指定都市において実現するために、<u>県費負担とされている教職員給与を政令指定都市負担とする方向で見直す。</u> ○ それとともに、義務教育に関する権限の政令指定都市への移譲も行うこととし、具体的には学級編制の基準や教職員定数の設定に関する都道府県の権限を政令指定都市に移譲する方向で検討する。 ○ これらについては、平成 14 年度から検討を開始し、関係道府県及び政令指定都市の教育委員会等関係各方面の理解を得つつ、平成 15 年度内に意見を集約し、その結果を踏まえ直ちに見直しに着手する。
15 年度	【閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」】（平成 15 年 6 月） ○ 県と政令市間の県費負担教職員制度の見直し、学級編制の基準の設定権限の移譲については、関係道府県及び政令市等関係方面の理解を得つつ、平成 15 年度内に意見を集約し、その結果を踏まえ実現を図る。
16 年度	【中央教育審議会作業部会答申「義務教育費に係る経費負担の在り方について」】（平成 16 年 5 月） ○ 政令指定都市における県費負担教職員制度の見直しについて、関係の道府県及び政令指定都市への意見聴取の結果、方向性としては、給与を負担する者と任命権を行使する者を一致させる方向で見直すべきとの意見が大半であったが、この問題については関係者間でも必ずしも意見が一致していないところもあり、また、政令指定都市が負担する給与費の財源問題の解決なしに結論を得ることは困難な問題である。

17年度	【中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」】（平成17年10月） ○ 教職員人事権を市区町村に移譲する場合には、その財源保障は安定的で確実なものであることを前提に、人事権者と給与負担者はできる限り一致することが望ましく、人事権移譲に伴う給与負担の在り方も適切に見直すことを検討する必要がある。 ○ 今後は学校の判断により地域や学校の実情に合わせた指導形態・指導方法や指導組織とするため、現行制度を見直し、学級編制に係る学校や市区町村教育委員会の権限と責任を拡大する必要がある。 例えば、義務標準法による教職員の標準定数について都道府県ごとの算定から市区町村ごとの算定に改めることや、学校や市区町村教育委員会の判断で学級編制が弾力的に実施できるようにすることなど現行の学級編制の仕組みを見直す必要がある。 【文部科学省「義務教育改革の構造改革スケジュール」】（平成18年1月） 地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高める戦略 ○ 市町村への教職員人事権移譲、市区町村・学校への学級編制に係る権限の移譲
18年度	【「市町村立学校職員給与負担法」の一部改正】（平成18年4月施行） ○ 市町村が給与負担をして、独自に教職員を任用することが可能となった。 【教育再生会議第一次報告「社会総がかりで教育再生を」】（平成19年1月） ○ 県費負担教職員の人事について、中核市を政令指定都市並みの扱いとするなど、広域の人事交流を担保できる制度と合わせて、権力、市町村教育委員会に人事権を委譲する。 中央教育審議会「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」（答申）（平成19年3月） ○ 県費負担教職員の人事権については、平成17年10月の中央教育審議会の答申において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当」との考え方を示したところである。 ○ しかしながら、人事権を全面的に移譲することについては、依然として関係者間での意見の隔たりが大きく、全ての市町村において一定水準の人材確保を図る上で支障が生ずるという懸念が大きい。 ○ このため、同一市町村内における転任については、市町村教育委員会の意向に基づいて都道府県教育委員会が行うこととし、人事権全体の移譲については、小規模市町村の教育行政体制の整備の状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みや給与負担の在り方などとともに、引き続き検討していく必要がある。
19年度	【地方分権改革推進委員会「中間的なとりまとめ」】（平成19年11月） ○ 人事権者と給与負担者が一致するように人事権移譲に伴う給与負担のあり方も適切に見直すことが必要である。特に既に人事権が移譲されている政令指定都市については、早急に人事権と給与負担の一致をはかるべきである。 ○ 人事権の移譲とあわせて、学級編制や教職員の定数に関する市町村の権限と責任を拡大する必要がある。

20年度	【文部科学省 「県費教職員の人事権等の在り方に関する協議会」設置】 (平成20年4月) ○ 趣旨 平成19年の中央教育審議会答申において、県費負担教職員の人事権の移譲について引き続き検討していく必要があるとされたことを踏まえ、今後の検討の前提となる、広域での人事調整の仕組みや給与負担の在り方など、具体的な課題と対応について、関係者の意見交換を行う。 【地方分権改革推進委員会 第1次勧告】 (平成20年5月) ○ 県費負担教職員の人事権の移譲と給与負担については、①都道府県から中核市に人事権を移譲するとともに、②すでに人事権が移譲されている政令指定都市と中核市において人事権者と給与負担者が一致する方向で検討し、あわせて、③都道府県の協議・同意が必要とされている学級編制や、都道府県が定めている教職員定数についても、決定方法を見直す方向で検討し、いずれも平成20年度中に結論を得る。
21年度	【閣議決定「地方主権戦略会議の設置について」】(平成21年11月) ○ 地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を早期に確立する観点から、「地域主権」に資する改革に関する施策を検討し、実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため、内閣府に設置 【閣議決定「地方分権改革推進計画」】(平成21年12月) ○ 公立義務教育諸学校の学級編制基準に係る都道府県から市町村への権限移譲、都道府県教育委員会への同意を要する協議については、地域主権改革の観点や教育条件整備全体の観点を踏まえ検討する。
22年度	【閣議決定「地域主権戦略大綱」】(平成22年6月) ○ 「市町村立学校職員の給与等の負担、教職員定数の決定、県費負担教職員の任命権、学級編制基準の決定」については、「広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成23年度以降、結論が得られたものから順次実施するもの」とされる。
23年度	○ 第1次見直し 地方分権改革推進計画(H21.12閣議決定)、第1次一括法(H23.4成立) ○ 第2次見直し 地域主権戦略大綱(H22.8閣議決定)、第2次一括法(H23.8成立) ○ 第3次見直し 【閣議決定「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」】 (平成23年11月) ・ 第1次見直しから第3次見直しまでの取組により、4,076条項のうち2,428条項が検討の対象となり一定の見直しがなされた。残された1,648条項の義務付け・枠付けについては、その見直しに向けて引き続き取り組んでいく。 ・ その見直しの手法としては、各条項の内容は多岐にわたるものであることから、これまでのように、重点分野を定めて見直しを行う方式ではなく、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受け、個別の義務付け・枠付けの見直しを検討することにより進めることとする。その際、これまで検討したものの見直しに至らなかった事項や、更には4,076条項以外の義務付け・枠付けについても検討の対象とし、見直しを進める。 ・ 今後の見直しの具体的方法については、地域主権戦略会議で検討を行っていく。 ・ 第3次一括法(H24通常国会に提出予定) ※上記第1次から第3次見直しに「県費負担教職員制度の見直し」は含まれず、継続検討
24年度	24年度夏を目途に「地域主権推進大綱(仮称)」の策定



平成22年3月2日

内閣総理大臣 鳩 山 由紀夫 様
総務大臣 原 口 一 博 様
財務大臣 菅 直 人 様
文部科学大臣 川 端 達 夫 様
内閣官房長官 平 野 博 文 様

神奈川県教育委員会
横浜市教育委員会
川崎市教育委員会

政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しに対する要望書

現在、政令指定都市における県費負担教職員の人事（任命）権は政令指定都市が有し、道府県が給与負担（給与の支出責任）をしているため、任命権者と給与負担者が異なるという「ねじれ」状態にある。

この問題の見直しについては、平成15年6月の閣議において「意見を集約し、その結果を踏まえ実現を図る」と決定されているが、全く改革の方向が示されていない。

地方分権の観点からも、現在の教職員の任命権に加え、教職員の給与負担とその税財源を移譲するとともに、学級編制基準・教職員定数の設定権限等を移譲し、政令指定都市に一元化することで、道府県の関与が縮小され、政令指定都市が自主的、主体的な教育行政を展開することが可能となる。このため、政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しを早期に実施すべきである。

そこで、神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会及び川崎市教育委員会は、義務教育分野における地方分権を推進するため、現在国において検討されている「地域主権戦略大綱（仮称）」の策定にあたり、法改正や財源措置について、次のとおり要望する。

- 1 教育における地方分権を進めるため、政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しを早期に実施すること。また、移管に当たっては、準備期間が必要であるため、早期に実施の時期と全体像を明確にすること。
- 2 制度の見直しにあたっては、市町村立学校職員給与負担法、義務教育費国庫負担法及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律など、所要の関係諸法令を改正すること。
- 3 また、政令指定都市及び道府県それぞれに公平かつ十分な財源措置がなされるよう制度設計を早急に行うこと。
- 4 「地域主権戦略大綱（仮称）」の策定にあたり、1から3の要望事項の観点を踏まえた検討を行うこと。

政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しに向けた要望

現在、政令指定都市における県費負担教職員の人事（任命）権は政令指定都市が有し、道府県が給与負担（給与の支出責任）をしているため、任命権者と給与負担者が異なるという「ねじれ」状態にある。

地方分権の観点から、現在の教職員の任命権に加え、給与負担とその財源を移譲するとともに、学級編制基準・教職員定数の設定権限等を移譲し、政令指定都市に一元化することで、道府県の関与が縮小され、政令指定都市が自主的、主体的な教育行政を展開することが可能となる。このため、中核市をはじめとする市町村への人事権移譲の検討に先立ち、まずは政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しを早期に実施すべきである。

この「ねじれ」問題の見直しについては、平成15年6月の閣議において、「平成15年度内に意見を集約し、その結果を踏まえ実現を図る」と決定されているが、これまで改革の方向は示されてこなかった。

また、財源措置については、国と地方の役割分担の抜本的な見直しによる税源移譲など、地方の自主財源の充実確保を図るべきであり、国において具体的な制度設計を行う必要がある。

こうしたことから、平成22年3月には、政令指定都市所在道府県並びに横浜市及び川崎市とともに国に対して、改めて制度を早急に見直すよう要望したところである。

さらに、本県では、平成22年4月より相模原市が政令指定都市に移行し、県内の公立義務教育諸学校の教職員の約6割が政令指定都市所管となったことから、政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しはより重要な課題となっている。

国では、「地域主権戦略会議」において、今夏を目途に「地域主権戦略大綱（仮称）」を策定していくこととされているが、この大綱の中に、当該制度見直しを明確に位置づけるべきであり、改めて早期実施に向けて次のとおり強く要望する。

1 政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し

教育における地方分権を進めるため、まずは平成15年6月の閣議決定に基づき、政令指定都市に係る給与負担とその財源の移譲を早期に実施することとし、この夏に予定されている「地域主権戦略大綱（仮称）」にその内容を位置づけ、移譲の工程を明らかにすること。

2 財源措置の制度設計

政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しにあたっては、政令指定都市が自主的、主体的な教育行政を展開することが可能となる十分な財源措置がなされるよう制度設計を行うこと。

平成22年5月14日

文部科学副大臣 鈴木 寛 様

〔民主党幹事長 小沢 一郎 殿〕

神奈川県知事 松沢 成文

「平成 24 年度 国の施策及び予算に関する要望」(抜粋)

(平成 23 年 7 月) 全国都道府県教育委員会協議会・全国都道府県教育長協議会

3 市区町村への権限移譲に係る留意点

- 1 県費負担教職員の人事権の移譲と給与負担については、(略) 今後とも各都道府県内において、一定の教育水準と教育環境を確保する観点から、適切に検討を進めること。

また、人事権者と給与負担者は、一致させるべきであることから、まずは政令指定都市の教職員給与を都道府県の負担から政令指定都市の負担とすることについて、財源問題に筋道をつけるとともに、早期にスケジュールを示し実施すること。

(略)

「平成 24 年度 国の施策及び予算に関する提案」(抜粋)

(平成 23 年 7 月) 指定都市市民会・指定都市議長会

13 県費負担教職員制度の見直し

道府県の給与費負担、学級編制、教職員配置等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限を指定都市に移譲すること。

また、これに伴い必要となる財源については、税源移譲により措置すること。

教職員の任命権は指定都市が有しているのに対して、給与費負担、学級編制、教職員定数、教職員配置等に係る権限は、道府県が有しているという現行制度上の「ねじれ」を改め、学校の設置者である指定都市が主体的に市民のニーズに応じた教育を提供できる体制を整える必要がある。

このため、平成 22 年 6 月に閣議決定された地域主権戦略大綱を踏まえ、道府県の給与費負担、学級編制、教職員定数、教職員配置等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限を指定都市に移譲すべきである。

また、この移譲に伴い必要となる財源については、指定都市立小・中・特別支援学校に係る教職員給与だけでなく、急激に増加している退職手当や移管に伴って生じる事務関係経費を含めた所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずるべきである。

「平成 25 年度 国の予算編成に対する要請書」(抜粋)

(平成 24 年 6 月) 川崎市

- 3 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっては、地域の実情に応じたより効果的な教育が展開できるよう、地方に負担転嫁することなく、その所要額全額を税源移譲すること。また、指定都市への道府県費負担教職員の給与費負担の移管にあたっては、平成 22 年 6 月に閣議決定された地域主権戦略大綱を踏まえ、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うとともに、大都市特例税制を創設し、移管に伴って生じる事務関係費を含めた所要額全額について税源移譲を行うこと。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 趣 旨

- 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

2. 概 要

(1) 35人以下学級の推進

- 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。〔義務標準法第3条関係〕

学級編制の標準: 40人

小学校1年生: 35人

- 政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める。〔改正法附則第2項・第3項関係〕

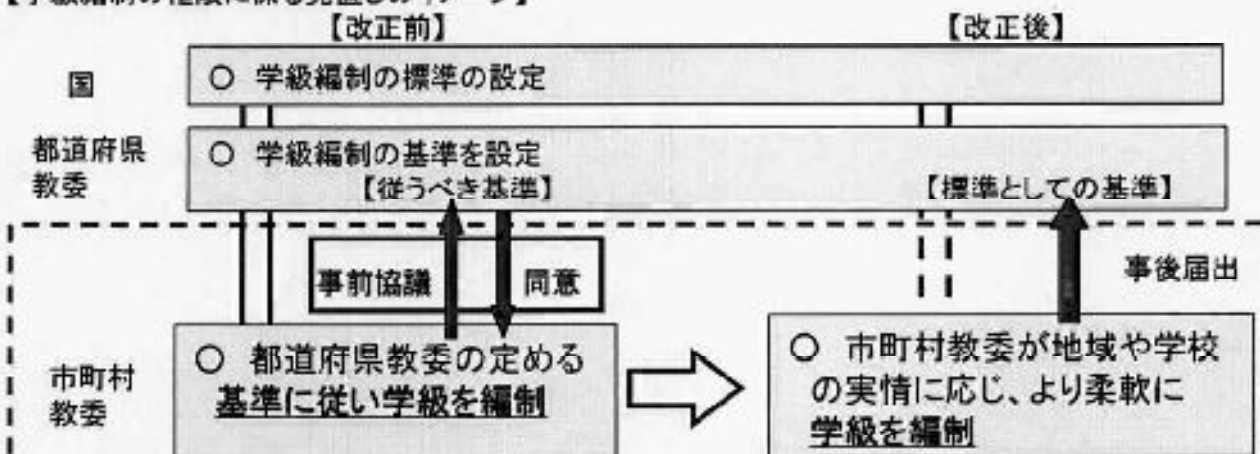
(参考)

第1次 34~38年度	第2次 39~43年度	第3次 44~48年度	第4次 49~53年度	第5次 55~3年度	第6次 6~12年度	第7次 13~17年度
50人	45人			40人		

(2) 市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築

- 市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を編制する際:
 一 都道府県教育委員会が定める学級規模の「基準」について、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準」としての基準とするとともに、学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することを明記。〔義務標準法第4条関係〕
 一 市町村教育委員会が都道府県教育委員会に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、事後届出とする。〔義務標準法第5条関係〕

【学級編制の権限に係る見直しのイメージ】



- 学級編制に関する市町村教委の主体性を教員定数配分の観点からも担保
 一 都道府県教委が県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として、「当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等」を明記〔地教行法第41条関係〕
 一 都道府県教委に対し、市町村教委の意見を十分に尊重することを義務付け〔地教行法第41条関係〕

※国は学級編制の標準を基礎とした教職員定数(標準定数)について国庫負担
 ※都道府県は教職員の給与費を負担し、その定数を決定(県費負担教職員)

変更なし

国の学級編制弾力化についての神奈川県の実施内容

項 目	内 容	実施状況
1 特例措置による学級編制基準の弾力化 (平成13年4月1日施行、「標準法」第3条2項ただし書き)	児童生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、 <u>都道府県教育委員会は40人を下回る学級編制基準を定めることができる。</u>	神奈川県は未実施
2 弾力的解釈による学級編制基準の弾力化 (平成15年4月1日付け、文部科学省通知)	学級編制の標準については、一定の弾力性が認められ、 <u>各都道府県教育委員会の判断により、40人を下回る基準を定めることが可能である。</u>	神奈川県は未実施
3 市町村教育委員会の判断による学級編制の弾力化 (平成15年4月1日付け、文部科学省通知)	個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、 <u>市町村別の教職員定数の範囲内、各市町村教育委員会の判断により、弾力的運用を行うことが可能である。(繰外教諭等)</u> 但し、新たな県費負担は行わない。	神奈川県は平成16年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
4 小学校1年生における学級編制の弾力化 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校1年生において35人学級を実施する。ただし、 <u>新たな定数増を伴うものではなく、配置される少人数授業支援教員などを活用して、実施する。(県の研究指定校)</u>	神奈川県は平成16年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
5 研究指定による学級編制弾力化を小学校2年生に拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校1年生に加え、小学校2年生についても1学年時に研究指定校として少人数学級編制を実施し、かつ標準学級数が1学年時の実学級数を下回る場合に実施可能とする。 但し定数については前年度と同様。	平成17年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
6 小学校2年生での実施対象を拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校2年生について、1学年時に研究指定校ではなかった場合であっても、標準学級数が1学年時の実学級数を下回る場合は実施可能とする。 定数については前年度と同様。	平成18年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
7 小学校2年生での実施対象をさらに拡大、また中学1年生でも実施 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校2年生について、1学級あたりの児童数が35人を超える場合は、無条件で実施可能とする。また35人を超えない場合であっても、標準学級数が1年生時の実学級数を下回る場合は実施可能とする。 また、小学校1・2年生に加え、中学校1年生についても1学級あたりの生徒数が35人を超える場合は実施可能とする。 但し定数については、やはり同様に新たな定数増は行なわない。	平成19年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
8 実施対象を小学校、中学校の全学年に拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校、中学校の全ての学年について、1学級あたりの児童数が35人を超える場合は、無条件で実施可能とする。また35人を超えない場合であっても、標準学級数が、前年度における実学級数を下回る場合は実施可能とする。 定数については前年度と同様に新たな定数増は行なわない。	平成20年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)

(平成24年6月1日現在)

1 学級編制弾力の運用実施状況表

ア 学校種別弾力の運用実施校数

	小学校 実施校数		中学校 実施校数		合計 実施校数	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度	11	2		1	11	3
17年度	15	3		2	15	5
18年度	81	6		2	32	7
19年度	39	6	6	3	45	9
20年度	65		10		75	
21年度	66	6	12		78	6
22年度	64	4	18		82	4
23年度	63	6	16		79	6
24年度	73	1	10		83	1

イ 小学校内訳(実施件数)

	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合計	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度	11	1		1									11	2
17年度	13	1	4						1		1		17	3
18年度	23	1	13	1		2			1				36	5
19年度	31	1	12			4					1		43	6
20年度	42		15		6		4		3		5		75	
21年度	42	1	14		4		3		8	1	8	4	79	6
22年度	37	1	11		6	1	5		6		11	2	76	4
23年度			41	1	3	1	9		10	2	7	2	70	6
24年度			42		17	1	6		13		17		95	1

ウ 中学校内訳表(実施件数)

	1年生		2年生		3年生		合計	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度						1		1
17年度						2		2
18年度		1		1				2
19年度	6			1		2	6	3
20年度	4		5		3		12	
21年度	3		6		3		12	
22年度	5		6		7		18	
23年度	2		7		8		17	
24年度	3		4		7		14	

2 平成24年度の小学校3年生の状況(113校)

35人以下となっている学校	91校	標準学級で35人以下となる学校		73校
		学級編制の弾力的運用による学校	研究指定	17校
35人を超える学級を持つ学校	22校		弾力化	1校

3 平成24年度の中学校1年生の状況(51校)

35人以下となっている学校	24校	標準学級で35人以下となる学校		21校
		学級編制の弾力的運用による学校	研究指定	3校
35人を超える学級を持つ学校	27校		弾力化	0校

川崎市立学校 学級数・定数・現員数

	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度
普通学級	2,012	2,051	2,055	2,071	2,115	2,110
特別支援学級	370	385	405	402	411	408
教員定数	3,176	3,236	3,276	3,281	3,318	3,329
教員現員数	3,028	3,064	3,125	3,192	3,202	3,207
再任用数	17	36	40.5	28	51	49
教員現員数(再任用を含む)	3,045	3,100	3,165.5	3,220	3,253	3,256
欠員数	131	136	110.5	61	65	73
当該年度新規採用者数	184	214	239	235	139	168
当該年度末退職者数(定・勸・普・県外)	159	160	158	124	158	-

普通学級	716	717	739	741	758	769
特別支援学級	143	143	148	155	157	157
教員定数	1,562	1,572	1,598	1,606	1,633	1,652
教員現員数	1,453	1,480	1,471	1,515	1,507	1,498
再任用数	8	13	18	26	29	35
教員現員数(再任用を含む)	1,461	1,493	1,489	1,541	1,536	1,533
欠員数	101	79	109	65	97	119
当該年度新規採用者数	66	96	67	106	58	66
当該年度末退職者数(定・勸・普・県外)	49	62	59	55	54	-

単一障害学級数	35	40	39	42	43	48
重複障害学級数	51	50	55	54	58	60
教員定数	203	211	214	220	231	244
教員現員数	180	181	188	183	189	193
再任用数	2	7	8	6	6	8
教員現員数(再任用を含む)	182	188	196	189	195	201
欠員数	23	23	18	31	36	43
当該年度新規採用者数	3	16	7	9	2	10
当該年度末退職者数(定・勸・普・県外)	17	12	7	2	9	-

教員定数	4,946	5,019	5,088	5,107	5,182	5,225
教員現員数	4,861	4,725	4,784	4,890	4,893	4,893
再任用数	27	55	66.5	60	85	92
教員現員数(再任用を含む)	4,888	4,781	4,850.5	4,950	4,984	4,990
欠員数	258	239	237.5	157	193	235
当該年度新規採用者数	253	323	313	350	199	244
当該年度末退職者数(定・勸・普・県外)	225	234	224	181	221	-

※「当該年度末退職者数(定・勸・普・県外)」は年度末(3月31日付)の定年・勸奨・普通及び県外転出退職者数。
年度途中退職者や、県内交流退職者等を含まない。

※ 数値は各年度の4月1日現在

平成24年度 川崎市立学校臨時的任用職員勤務条件

川崎市教育委員会

勤務場所	川崎市立小・中・特別支援学校
職務内容	学校教育に係る業務 ・教諭：児童・生徒の教育 ・養護教諭：児童・生徒の養護 ・事務職員：学校事務 ・栄養職員：学校給食の栄養に関する業務
勤務時間	正規教職員と同等（38時間45分／週、7時間45分／日）
給料	裏面参照
支給日	原則として毎月16日
諸手当	通勤手当、扶養手当、住居手当 〔※上記手当での支給基準日は月の1日になっていますので、2日以降の採用者にはその月の手当は支給されません。〕 地域手当、教員特別手当（教諭・養護教諭対象） 期末勤勉手当（6月1日、12月1日（※予定日です。）に属する場合） 退職手当（勤続6月以上の場合）等
年次有給休暇	裏面参照
その他休暇	忌引休暇・慶弔休暇・生理休暇等
災害補償	地方公務員災害補償法の適用
社会保険	・全国健康保険協会管掌健康保険・厚生年金保険 （任用期間が2月を超える場合に加入します。） ・雇用保険（任用期間が6月に満たない場合に加入します。）
服務義務 （地方公務員法）	1 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 職務を遂行するに当たっては、法令等に従い、かつ、所属長の職務上の命令に忠実に従わなければならない。 2 信用失墜行為の禁止 その職務の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。 3 秘密を守る義務 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 4 職務に専念する義務 法令に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
退職	任期満了による退職 自己都合による退職 その他（任用理由の消滅等）

◆ 給料について

臨時的任用職員の給料（給料月額・給料の調整額・教職調整額）については、神奈川県条例・規則等が適用、支給されます。

1 給料月額に係る適用給料表及び初任給基準

教諭・養護教諭・・・教育職給料表 2級17号給（199,700円）※ 大学新卒の場合
 学校事務職・・・学校行政職給料表 1級21号給（161,600円）※ 大学新卒の場合
 学校栄養職・・・学校栄養職給料表 1級15号給（163,200円）※ 短大新卒の場合
 ※ 号給については、学歴・職歴等の経験年数により加算されます。

2 給料の調整額

特別支援学校に勤務する教諭・養護教諭には給料の調整額が支給されます。

3 教職調整額

教諭・養護教諭に給料月額の4%が支給されます。

◆ 年休について

臨時的任用職員の年休は、「継続勤務期間」（今後の勤務予定期間【辞令で発令されている期間】
 ＋本市臨任として既に勤務した期間）により算出します。

継続勤務期間 (任用開始日から起算して)	追加 付与 日数	付与 日数 累計	備 考
2月末満		注※ 0日	継続勤務期間等に基づき、辞令発令日に付与 ※ 継続勤務期間等が6月を超える場合であっても、任用開始日から6月経過するまでは、年休は8日となります。 ※ 任用開始日から起算して6月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した場合は、新たに10日の年休が付与されます。ただし、任用開始日から起算して6月までに付与された年休8日については、繰越しはできません。
2月～3月末満	+3日	3日	
3月～4月末満	+1日	4日	
4月～5月末満	+1日	5日	
5月～6月末満	+1日	6日	
6月	+2日	8日	
任用開始日から就労実績が6箇月を超えた日以降		10日	

注※平成24年4月1日より、任用から6月に与えられる年次休暇の日数が1日追加されました。

※ 臨時的任用職員として勤務し、その任用終了日から新たな任用開始日までの間が中10日以内の場合は、勤務が継続しているとみなすことができます。

事例1：任用期間〔H24.4.1～H24.9.30〕、〔H24.10.1～H25.3.25(更新)〕の場合
 ⇒H24.4.1～H24.9.30の間で8日間、H24.10.1～H25.3.25の間で10日間の年休取得可。

事例2：任用期間〔H24.4.6～H24.7.16〕の場合
 ⇒H24.4.5～H24.7.16の間で4日間の年休取得可。

平成 24 年度 小学校 県費 非常勤講師【専科】の勤務条件

川崎市教育委員会

勤 務 場 所	川崎市立 小学校
職 務 内 容	児童の教育(専科非常勤講師)
任用期間(最大)	① 平成 24 年 4 月 6 日 から 夏季休業前の最後の授業日 ② 夏季休業明けの最初の授業日 から 平成 25 年 3 月 25 日
勤 務 日 数	週 5 日 ～ 4 日
勤 務 時 間	1週につき 24 時間以内 かつ 1日 6 時間以内 年間 840 時間以内
報 酬	大卒後15年未満 時給 1,910 円 大卒後15年以上 時給 2,230 円 ※報酬は週あたりの勤務時間及び勤務日数に基づき、日額で支払います。
諸 手 当	通勤手当相当額
支 給 日	勤務日の翌月7日(原則)
年 次 有 給 休 暇	下表のとおり
そ の 他 の 休 暇	特別休暇等 ※詳細は神奈川県「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」第5条に規定
社 会 保 険 等	全国健康保険協会管掌健康保険 (無) 厚生年金 (無) 雇用保険 (有) ※1 ※1…任用期間が31日以上、かつ週勤務時間数20時間以上の場合に加入
災 害 補 償	労働者災害補償保険法の適用
服 務 義 務	(1) 職務の遂行にあたっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。 (2) 職務の遂行にあたっては、法令等に定めるものを除くほか、所属長の命令に従わなければならない。 (3) その職の信用を傷つけ、又は、職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。 (4) 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
退 職	(1)任期満了による退職 (2)自己都合による退職 (3)その他
そ の 他	(1) 任用期間・勤務日数・勤務時間は、任用開始日や学校事情により異なる場合があります。 (2) 勤務時間には、教材研究及び年休等の時間を含みます。

【年次有給休暇日数表】

※任用期間②には①の期間は繰り越されません。

週勤務日数	年休付与日数	備考
4 日	任用した日から起算して1月以下：0日	※いずれの場合も全勤務日(任用した日からの継続勤務期間)のうち、8割以上勤務したことが付与の要件となります。
	任用した日から起算して1月後：1日付与(注1)	
	任用した日から起算して3月後：2日付与(注2)	
	実質(+1日)	
5 日	任用した日から起算して6月を超える日以降：7日付与	※任用から6月までに付与された年休については、未消費であっても、繰越できません。
	任用した日から起算して1月以下：0日	
	任用した日から起算して1月後：2日付与(注1)	
	任用した日から起算して3月後：3日付与(注2)	
	実質(+1日)	
	任用した日から起算して6月を超える日以降：10日付与	

(注1)任用期間が3月を超える場合に限り付与されます。

(注2)継続勤務1月超で付与された休暇日数を減じた日数が付与されます。

平成 24 年度 小学校 市費 非常勤講師【少人数指導等】の勤務条件

川崎市教育委員会

勤務場所	川崎市立 小学校
職務内容	児童の教育(少人数指導等非常勤講師)
任用期間(最大)	平成 24 年 4 月 6 日 から 平成 25 年 3 月 25 日
勤務日数	週 5 日以内
勤務時間	1週につき 25 時間以内 かつ 1日 6 時間以内 年間 950 時間以内
報酬	時給 2,650 円
諸手当	なし
支給日	勤務日の翌月の21日(支給日が土・日・祝の場合は繰り上げた直近の平日)
年次有給休暇	下表のとおり
その他の休暇	特別休暇等 ※詳細は「川崎市立学校非常勤講師等に関する要綱」第10条に規定
社会保険等	全国健康保険協会管掌健康保険 (無) 厚生年金 (無) 雇用保険 (有)※1 ※1…任用期間が31日以上、かつ週勤務時間数20時間以上の場合に加入
災害補償	労働者災害補償保険法の適用
服務義務	(1) 職務の遂行にあたっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。 (2) 職務の遂行にあたっては、法令等に定めるものを除くほか、所属長の命令に従わなければならない。 (3) その職の信用を傷つけ、又は、職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。 (4) 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
退職	(1)任期満了による退職 (2)自己都合による退職 (3)その他
その他	(1) 任用期間・勤務日数・勤務時間は、任用開始日や学校事情により異なる場合があります。 (2) 勤務時間には、教材研究及び年休等の時間を含みます。

【年次有給休暇日数表】

任用期間 1週間の 勤務日数	1月	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月を超え 6月以下	6月を超え 1年以下
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	-	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	-	-	1日	1日	1日	2日	3日
1日	-	-	-	-	-	1日	1日

(注)原則として1日単位の取得となります。

[教育費の無償に関する法律]

○ 憲法

第26条（教育を受ける権利と受けさせる義務）

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

○ 教育基本法

第5条（義務教育）

- 1 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

○ 学校教育法

第6条（授業料）

学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律

第1条

- 1 義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。
- 2 前項に規定する措置に関し必要な事項は、別に法律で定める。

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第3条（教科用図書の無償給付）

国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第13条、第14条及び第16条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。

第5条（教科用図書の給与）

- 1 義務教育諸学校の設置者は、第3条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。
- 2 学年の中途において転学した児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用図書は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

小・中学校における保護者負担額(学校徴収金等)の年度別推移 (H18～H22)

小学校	全学年にわたるもの(1学年平均) (A)					該当学年から徴収するもの (B)					合計額(1～6年) (C)
	教材購入等	給食費	PTA会費等	その他	計	入学時経費	卒業関係費	修学旅行費	その他	計	
18年度	6,646	33,500	4,309	3,262	52,717	4,362	12,055	16,953	444	33,814	350,116
19年度	6,965	33,500	4,309	3,055	52,829	4,440	11,929	17,224	1,542	35,035	352,009
20年度	7,370	33,500	3,709	673	50,252	3,459	11,609	17,440	19,498	52,006	353,518
21年度	7,958	42,350	3,683	652	54,643	3,371	11,699	17,401	18,136	50,607	378,465
22年度	7,688	42,350	3,704	698	54,440	3,370	11,952	17,371	19,027	51,720	378,360

中学校	全学年にわたるもの(1学年平均) (A)					該当学年から徴収するもの (B)					合計額(1～3年) (C)
	教材購入等	給食費	PTA会費等	その他	計	入学時経費	卒業関係費	修学旅行費	その他	計	
18年度	12,979	5,199	9,064	3,507	31,749	53,836	17,705	63,025	16,165	150,731	245,978
19年度	12,909	5,246	9,113	3,047	31,315	54,433	17,054	62,107	17,202	150,796	244,741
20年度	12,056	5,268	8,225	2,235	28,784	54,525	17,805	62,459	22,489	157,278	243,630
21年度	11,841	5,557	7,874	3,190	29,462	57,737	17,349	62,482	24,182	161,750	250,136
22年度	11,426	5,714	7,617	2,678	28,435	59,128	17,133	62,775	23,543	162,579	247,884

※ 平成20年度調査から調査項目と分類方法の見直しを行ったため、前年度との比較が困難の項目があります。

就学援助制度の概要

1 制度の趣旨

学校教育法第19条に掲げる就学援助の趣旨に沿って、学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して必要な援助を行う制度。

- ・ 学校教育法第19条

「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」

- ・ 保護者が、その子に義務教育を受けさせるための経費が経済的理由で負担できず就学困難と認める場合に、必要な援助をする。
- ・ 教育の機会均等の理念に基づき9年間の義務教育の円滑な実施に資することを目的としている。

2 支給対象者の区分

川崎市立小・中学校に在籍している児童生徒の保護者で次のいずれかに該当する者。

- (1)生活保護法第6条第2項の規定による要保護者。ただし、要保護者のうち生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者については、校外活動費(宿泊を伴わない社会見学・遠足等)、修学旅行費、自然教室参加費(食事代)、学校病院療費、日本スポーツ振興センター災害共済給金の支給以外は対象とならない。
- (2)川崎市教育委員会が、生活保護法第8条に規定する要保護者に準ずる程度に困窮しているため就学困難と認定した者。

3 就学援助費の種類等

区 分		学用品 通学用品費	校外 活動費	夏冬服装 参加費	自然教室 参加費 (食事代)	通学費	新入学 児童生徒 学用品費	修学旅行費	学校給食費	学校病 院療費	日本スポーツ 振興センター 災害共済給金
小学校	1年	○	○			○	○		○	○	○
	2～5 年	○	○	○	○ 小3	○			○	○	○
	6年	○	○			○		○	○	○	○
中学校	1年	○	○		○	○	○		○	○	○
	2年	○	○	○		○			○	○	○
	3・4 年	○	○			○		○	○	○	○
生活保護 受給世帯			○		○ 小5・ 中1			○ 小6・ 中3		○	○

※中学校の学校給食費で対象となるのはミルク給食のみ

※通学費は、学区内居住者又は特別支援学級在籍者のみ対象。

4 国の財政措置

生活保護受給世帯の援助費のうち修学旅行費のみ国庫補助対象(補助率 1/2)

1. 学校教育法施行規則 (抜粋)

第六章 高等学校

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等

第九十条 高等学校の入学は、第七十八条 ※1 の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査(以下この条において「学力検査」という。)の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

※1 第七十八条

校長は、中学校卒業後、高等学校、高等専門学校その他の学校に進学しようとする生徒のある場合には、調査書その他必要な書類をその生徒の進学しようとする学校の校長に送付しなければならない。

2. 平成25年度 神奈川県公立高等学校入学者選抜制度の概要

No	項目	共通選抜		定通分割選抜
1	課程	全日制	定時制	定時制
2	募集人員	募集定員全て募集	募集定員の8割を募集	共通選抜の募集人員を差し引いた人員を募集
3	志 願	入學願書、面接シート等を志願先高等学校長に提出 ※専門学科(工業科)のみ同一高等学校の同一専門学科内の他の学科に第2希望として 志願することができる		
4	選 抜 日 程	募集期間	[2月 1日(金)、4日(月)、5日(火)]	[3月4日(月)・5日(火)]
		志願変更	[2月7日(木)・8日(金)]	[3月6日(水)・7日(木)]
		検査日	学力検査 [2月15日(金)] 面 接 [2月18日(月)・19日(火)] 特色検査 [2月15日(金)・18日(月)・19日(火)]	学力検査 [3月12日(火)] 面 接・特色検査 [3月12日(火) 13日(水)]
		合格発表日	[2月 28日(木)]	[3月 18日(火)]
5	選 抜 の 方 法	検査内容	○学力検査(5教科 各50分) ○面接 ○必要に応じて特色検査 [実技検査、自己表現検査]	○学力検査(3教科 各50分) ○面接 ○必要に応じて特色検査 [実技検査、自己表現検査]
		学力検査の 教科等	国語、社会、数学、理科 及び外国語(英語) ただし、特色検査を実施する場合は、 3教科まで減じることができる	国語、数学及び 外国語(英語)
6	選 考 方 法	数値算出 の方法	調査書の評定・学力検査の得点・面接の結果を100点に換算し、各学校が定めた比率で合計数値を算出 特色検査を実施した場合は、その結果を100点満点に換算し、各校の定める比率で加える	
		特定教科 の重点化	調査書の学習記録の評定 ○教科の範囲で2倍までの範囲で重点化できる 学力検査 2教科の範囲で2倍までの範囲で重点化できる	
		選 考	第1次選考 募集人員の90%まで、算出した数値で選考 第2次選考 調査書の評定を用いずに募集人員まで選考	算出した数値で選考 ※調査書の数値がない者については、 資料を 活用し、適正に選考

1. 県内中学校卒業者の高等学校等への進学者数

(1) 国公立中学校卒業者

区 分	卒業生計	高 等 学 校 等 進 学 者								高等学校等進学率			
		計	高等学校			中等教育 学校 進級課程	高等学校 (別科)	高等専門 学校	特別支 援学校 高等部	進学率	高等学校 全日制への 進学率	高等学校 定時制への 進学率	高等学校 通信制への 進学率
			全日制	定時制	通信制	全日制				(%)	(%)	(%)	(%)
平成 23 年 3 月	75,996	74,767	67,748	2,842	3,143	1	7	163	663	98.4	89.1	3.7	4.1
平成 22 年 3 月	78,229	76,819	69,851	2,894	3,111	1	9	131	822	98.2	89.3	3.7	4.0
平成 21 年 3 月	74,658	73,034	66,967	2,551	2,632	-	5	150	729	97.8	89.7	3.4	3.5
平成 20 年 3 月	73,738	72,005	66,508	2,188	2,465	-	3	143	699	97.7	90.2	3.0	3.3
平成 19 年 3 月	74,367	72,449	67,185	2,466	2,036	-	2	145	615	97.4	90.3	3.3	2.7

(2) 公立中学校卒業者

区 分	卒業生計	計	高 等 学 校 等 進 学 者							高等学校等進学率			
			高等学校			中等教育 学校 進級課程	高等学校 (別科)	高等専門 学校	特別支 援学校 高等部	進学率	高等学校 全日制への 進学率	高等学校 定時制への 進学率	高等学校 通信制への 進学率
			全日制	定時制	通信制	全日制				(%)	(%)	(%)	(%)
平成 23 年 3 月	66,521	65,335	58,331	2,838	3,096	1	6	158	855	98.2	87.8	4.3	4.7
平成 22 年 3 月	68,711	67,346	60,443	2,888	3,064	-	5	128	818	98.0	88.0	4.2	4.5
平成 21 年 3 月	65,422	63,856	57,868	2,539	2,575	-	3	149	722	97.6	88.5	3.9	3.9
平成 20 年 3 月	64,507	62,831	57,387	2,185	2,421	-	-	142	696	97.4	89.0	3.4	3.8
平成 19 年 3 月	64,933	63,081	57,876	2,460	1,989	-	1	141	614	97.1	89.1	3.8	3.1

(3) 公立高等学校募集定員

区分	課程		
	全日制	定時制	通信制
平成 23 年 3 月	40,360	3,105	1,520
平成 22 年 3 月	41,642	3,127	1,520
平成 21 年 3 月	39,890	2,900	1,520
平成 20 年 3 月	39,440	2,910	1,520
平成 19 年 3 月	39,733	2,660	1,520

2. 神奈川県公立高等学校協議会の設置及び運営に関する要綱 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県公立高等学校協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 神奈川県公立高等学校設置者会議における決定、意見等を踏まえ、公教育を担う公立高等学校が、公立間の教育関係の諸問題について協議するため、神奈川県公立高等学校協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 県内高等学校生徒入学定員計画に関すること
- (2) 公立高等学校の配置等に関すること
- (3) 生徒受け入れに関すること
- (4) 入学選抜制度、日程等に関すること
- (5) 学費補助制度等の公的助成に関すること
- (6) その他